

平成28年度「産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策のための講習会」

11月1日（火）午後1時から名古屋会場：名古屋国際会議場224号室（名古屋市熱田区）にて、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課主催の「産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策のための講習会」が開催されました。これは産業廃棄物処理業界への暴力団等反社会的勢力の介入排除のため、平成21年度から産業廃棄物行政担当者及び産業廃棄物処理業者等を対象に、反社会的勢力による被害を防止するための講習会が開催されるようになり、当日は100名の参加者がありました。

はじめに主催者を代表して、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課課長補佐 友永光則氏より「反社会的勢力は自らの存亡をかけて、社会経済情勢の変化において多種多様な資金獲得活動を継続していくことから、これらの介入を徹底排除する姿勢を明示することが大切です。本日は専門家の方をお招きし、それぞれのお立場からの貴重なご講演をいただき、暴力団排除の機運を高めていただきたいと考えております。」と挨拶がありました。



挨拶する
環境省 友永課長補佐



講師の
警察庁 奥田対策官

はじめに「暴力団の情勢と対策」と題して、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団排除対策官 奥田 洋氏が講演されました。最近の暴力団情勢では、暴力団構成員の減少が顕著であり、大手の組の分裂で一極集中状態が変化しているとのことです。しかし詐欺事犯は増加傾向にあり、組織的に関与し有力な資金源となっているため、一層の地域・職域ぐるみの暴排活動が求められているとのことです。具体的な暴排活動として、暴力団事務所の撤去運動や縁切り同盟を結成してい

る地域もあるとのことです。現在、暴力団の不透明化、資金の獲得活動の多様化・巧妙化により、不意な被害を被らないため「暴力団排除条例」について解説をしました。最後に、暴力団の基盤は金と人、と講話をまとめられました。

その後、全国暴力追放運動推進センター監修の「ヤツらがあなたを狙ってる」のビデオ放映がされ、物語を通じて暴力団の巧妙な手口が紹介されました。

次に「反社会的勢力からの不当要求の排除」と題して、愛知県弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長弁護士 加島 光氏が講演されました。民事介入暴力事件の具体例として、示談介入、倒産処理、保険事故、クレーム等による金銭の支払い要求等を挙げ、身近な事案として紹介しました。

愛知県暴力団排除条例の解説では、契約書を作成する際、契約者が暴力団関係者ではないことを明示する内容を、必ず盛り込むとのことでした。それにより取引相手が暴力団だということが判明した場合、契約の解除及び排除の対応が可能とのことです。しかし事業者が違反した場合は、調査、勧告、公表となり、報道に事業所名が出てしまい信用を失くしてしまう結果となるようです。また、不当要求の対処方法として、専門家と協働して警察、暴力団追放センター、弁護士会に相談し業界団体内で情報交換を行うよう提案されました。質疑応答では、実際に暴力団が会社に来たとき、小規模の会社はどのような対応をすればよいのか、と質問がありました。回答は、日中の男性従業員が少ない場合は、後日社長から電話をする、と一時的な対応を行い、次に社長は関連機関に連絡し、警察及び民暴対応の弁護士と連携し対応するように述べ、講習会は終了しました。